

平塚市立春日野中学校 いじめ防止基本方針

平塚市立春日野中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめに対する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが、「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとします。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、「どの生徒にも起こりうる」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、全ての生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める必要があります。

よって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処します。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ 生徒が自主的に行ういじめの防止に資する生徒活動に対する支援を行います。

ウ 学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。

エ すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

支援ミーティングを週1回行い、学校全体として組織的にいじめの未然防止に努めます。

- オ 行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民等との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- カ 全教職員が、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、年複数回の校内研修や職員会議を通して、いじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- キ 生徒の少しの変化も見逃さずに見守っていけるよう、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を少しでも多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 昼休み時間や業間の休み時間、清掃時間、放課後なども生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- イ 生徒理解のため、日々の教育相談のほか全学年の5月と、3年は11月、1・2年は1月の年2回の教育相談月間を設けます。生徒に対して学校生活アンケート「さなぎの君へ」を各学年で日程を決めて実施し、この期間にアンケートを利用して教育相談を実施します。
- ウ 4月、8月、11月（3年は12月）、2月にいじめに特化した「学校生活を安心して過ごすためのアンケート」（サンシャインアンケート）を実施し、必要に応じて「個人面談」を実施します。
- エ 生徒及び保護者からの相談体制の整備として、「教育相談箱」や談話室「リラックスルーム」（SC室）を設置するとともに、その活用方法について周知を図ります。
- オ 相談・通報のあった事案は、「いじめの防止会議」「いじめ・不登校対策委員会」「支援ミーティング」等を通して迅速な情報共有に努めます。また学校と設置者が連携して対応をとります。
- カ 「いじめ・事故不祥事防止会議」や「校内研修」等を通し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめへの早期対応

- ア いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、即日、他の業務に優先して支援ミーティング等や「いじめの防止等の対策のための組織」に当該情報を提供・共有します。
- エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- オ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- カ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断して行います。
- ク 出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよ

うに、情報モラル研修会等必要な啓発活動を生徒及び保護者に行います。インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

(5) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該生徒が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行い、また学校目標「思いやりの心と、自主・自律の精神に充ちた心身ともに健全な生徒を育成する」を具現化するため、「いじめの防止委員会」を設置し、4月、7月、12月、3月に開催します。毎週行われる支援ミーティングの中で各学年でいじめについて情報共有を行います。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) ア 「いじめの防止委員会」の構成

○管理職、生徒指導担当、生徒支援部長、教務主任、各学年主任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭

イ 「いじめ・不登校対策委員会」の構成

○管理職、総括教諭、生徒指導担当、当該学年主任・担任 スクールカウンセラー 等
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ア いじめの防止等の取組内容の検討（基本方針・年間計画作成 → 実行 → 検証 → 修正）
- イ いじめと疑われる相談・通報への対応
- ウ いじめの判断と情報収集・記録・共有
- エ いじめ事案への対応検討・方針決定
- オ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

生徒・保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行います。また、申し立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施します。

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることを認識し、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

○管理職・生徒指導担当者・学年主任

※事案内容により、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 調査によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で提供・説明
- ウ 平塚市教育委員会への調査結果報告
- エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめ、文書を添えて調査結果の報告を提出
- オ アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- カ 特段の支障がなければ調査結果を公表

(3) 第三者による調査・検討の実施基準

本校は、以下のいずれかに該当すると判断した場合は、教育委員会と連携し、弁護士、心理・福祉の専門家、学識経験者等の第三者で構成される調査委員会による調査を実施します。

1. いじめ防止対策推進法第28条に基づく「重大事態」が発生したとき。
2. いじめの事案に本校教職員が関与している疑いがあるとき。
3. 本校が行った調査の内容や対応について、被害生徒または保護者から重大な疑義が示され、学校のみでの解決が困難と判断されるとき。
4. 事案が複雑であり、事実即した客観的な分析や高度な専門的知見による判断が必要とされるとき。

(4) 生徒に対する事前説明の実施

第三者による調査を開始するにあたっては、生徒の不安を解消し、憶測による混乱を防ぐため、以下の事項を遵守し説明を行います。

1. 目的の明確化：調査は「事実の解明」と「再発防止」を目的とし、学校全体の安全確保のために行うものであること。
2. 公平性の担保：専門知識を持つ外部委員が加わることで、中立的かつ客観的な調査が行われること。
3. 心理的ケア：調査に伴う生徒の心理的負担に配慮し、養護教諭やスクールカウンセラーによる相談体制を整えていること。
4. 人権配慮の徹底：当事者の特定や誹謗中傷、SNS等への書き込みが二次被害を生むことを厳に指導し、情報の取り扱いについて注意喚起を行うこと。

(5) 重大事態調査における重点調査項目

調査委員会は、事案の真相解明と再発防止のため、以下の項目を中心に調査を実施します。

1. いじめの具体的態様：発生期間、場所、形態（物理的・心理的・ネット上の行為等）
2. 事案に至る背景：当事者間の人間関係、学級・部活動の集団状況
3. 学校の対応プロセス：情報把握の経緯、組織的対応の有無、指導・支援の妥当性
4. 被害の程度と影響：生徒の心身の状態、不登校等の状況把握
5. 再発防止策：組織体制、教育活動、家庭・地域連携における改善点

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ア いじめの未然防止の取組に関すること
- イ いじめの早期発見・早期解決の取組に関すること